



鳥取県公報

平成17年10月24日(月)
号外第170号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (102) (行政経営推進課) 2

———公布された規則のあらまし———

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の設定及び米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務が新たに加わることにかんがみ、当該事務に係る事務処理権限に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務について、その事務処理権限の区分を定める。

権限区分	事 務 の 内 容
生活環境部長専決	排出等防止措置の勧告を受けた者が従わない旨の公表 (第6条第3項)
	石綿粉じん排出等作業の改善又は一時停止の勧告又は命令を受けた者が従わない旨の公表 (第8条第3項)
	立入検査等で得た情報等の公表 (第12条)
保健所長委任	学校等の共用部分の石綿の粉じんの排出等防止措置の勧告 (第6条第2項)
	石綿粉じん排出等作業の実施の届出の受理 (第7条第1項又は第2項)
	石綿粉じん排出等作業の計画変更の勧告 (第7条第4項)
	石綿粉じん排出等作業の改善又は一時停止の勧告 (第8条第1項)
	石綿粉じん排出等作業の改善又は一時停止の命令 (第8条第2項)
	石綿含有材料等の廃棄予定量等の届出又は廃棄処分の状況報告書の受理 (第10条第1項又は第2項)
	報告等の徴収及び立入検査 (第11条第1項)

(2) 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正に伴い新たに設置する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会に係る土地区画整立法施行令に基づく知事の権限に属する事務について、その事務処理権限の区分を定める。

権限区分	事 務 の 内 容
生活環境部長専決	選挙期日の決定及び公告 (第19条)
	選挙管理者となる職員の任命 (第27条第1項)
	選挙の立会人の選任 (第27条第2項)

	当選人の決定 (第35条第1項、第2項、第4項及び第8項)
	当選を承諾したものとみなす決定 (第35条第7項)
	選挙等に対する異議に係る決定等 (第40条第2項)
	改選投票所・投票日等の決定及び公告 (第46条第2項)
	改選投票管理者となる職員の任命 (第48条第1項)
	改選投票の立会人の選任 (第48条第2項)
	改選の投票等に対する異議に係る決定等 (第54条 第14条第2項を準用)
景観まちづくり課 長専決	選挙人名簿の漏れ又は誤りに関する異議申出の適否決定、修正等 (第21条第4項)
	選挙場等の決定及び公告 (第25条)
	改選請求代表者証明書の交付及び公告 (第43条第2項)
	改選請求代表者の署名収集の立会人の指名及び通知 (第43条第3項)
景観まちづくり課 長委任	立候補届等の受理 (第24条第2項)
	立候補届等の様式等の決定 (第24条第3項)
	選挙の投票結果の報告の受理 (第33条第3項)
	改選の投票結果の報告の受理 (第51条第4項)

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布の日とする。ただし、(1)に係る部分(石綿による健康に係る被害の防止のための情報の公表事務に係るものを除く。)の施行期日は、平成17年11月1日とする。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第102号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

改 正 後	改 正 前
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務処理権限	別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関 の長の名 称	
	種 類	内 容	知 事	専決権者		委任決裁権者				
				部 長	課 長	地方 機関 の長	部 長	課 長		地方 機関 の長
環境政策課	略									
	一及び二 略									
	三	鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第6条第2項の規定による共用部分の石綿の粉じんの排出等防止措置の勧告						保健所長
			2	同条例第6条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない旨の公表						
			3	同条例第7条第1項又は第2項の規定による石綿粉じん排出等作業の実施の届出の受理						保健所長
			4	同条例第7条第4項の規定による石綿粉じん排出等作業の計画変更の勧告						保健所長
			5	同条例第8条第1項の規定による石綿粉じん排出等作業の改善又は一時停止の勧告						保健所長
			6	同条例第8条第2項の規定による石綿粉じん排出等作業の改善又は一時停止の命令						保健所長
			7	同条例第8条第3項の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わない旨の公表						
			8	同条例第10条第1項又は第2項の規定による廃棄予定量等の届出又は廃棄処分の状況報告書の受理						保健所長
		9	同条例第11条第1項の規定による報告等の徴収及び立入検査						保健所長	
		10	同条例第12条の規定によ							

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関 の長の名 称
	種 類	内 容	知 事	専決権者		委任決裁権者			
				部 長	課 長	地方 機関 の長	部 長	課 長	
環境政策課	略								
	一及び二 略								

十一 略	十 略
十二 略	十一 略
十三 略	十二 略
十四 略	十三 略
十五 略	十四 略
十六 略	十五 略
十七 略	十六 略
十八 略	十七 略
十九 略	十八 略
二十 略	十九 略
二十一 略	二十 略
略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2環境政策課の項に第3号を加える改正（同号10に係る部分を除く。）は、平成17年11月1日から施行する。